

第4章

計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

1-1 瀬戸内市次世代育成支援対策推進協議会

本計画を着実に推進していくため、子育て支援課を事務局として全庁的な計画の進捗状況を毎年度把握・点検するとともに、次世代育成支援対策推進法第21条に基づき設置された「瀬戸内市次世代育成支援対策推進協議会」に報告し、総合的な点検・評価を行い、実情に合わせて見直しを行います。

瀬戸内市次世代育成支援対策推進協議会で点検した計画の進捗状況は、広報や市ホームページ等を活用して、年1回市民に公表していきます。

1-2 行政各部門との連携

本計画は、次代を担う子どもたちがたくましく健やかに育つ環境づくり、子どもを生み育てやすい環境づくり、そして保護者もともに育っていく環境づくりを進めるための総合的な計画です。

そのため、本市における他の関連計画との整合性を確保するとともに、福祉、保健、教育、労働、都市整備、住環境等の担当部門が連携を取って、全庁的な連携のもとで計画を推進していきます。

また、国、県、保健所、児童相談所等の関係機関と連携を更に強化しながら、施策の計画的な推進を図っていきます。

1-3 地域組織との連携強化

地域福祉や教育環境の向上を図る人権擁護委員、民生委員・児童委員、主任児童委員、愛育委員、栄養委員、福祉委員等との連携・協力を進めていくとともに、自治会、PTA、子ども会、老人クラブ、地域の子育てボランティア、スポーツ少年団といった地域組織の自主的な活動を促すよう連携・協力を図り、地域住民が相互に支え合う「地域で子育て」の推進を図ります。